

報告第7号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成30年6月4日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

30専第2号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金86,400円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 奈良市南京終町1丁目108番地の1  
奈良ガーデンハイツ214号  
氏 名 株式会社 明石  
代表取締役 明石 義隆
- 3 示 談 日 平成30年3月30日
- 4 事 案 概 要 平成30年2月8日（木）午前11時00分頃、交野市郡津3丁目20番13号郡津公民館付近の市管理道路の工事現場において、燃やすごみを収集中の職員が手に持っていたごみが相手方所有の測量機器に当たり、機器を転倒させ破損させた。
- 5 そ の 他 相手方修理費等 86,400円  
市持出額 86,400円

平成30年3月30日

交野市長 黒 田 実